

2015年7月3日

文部科学大臣

下村博文様全国労働組合連絡協議会
議長金澤壽

要請書

1. 国旗国歌法および学習指導要領に基づく「日の丸・君が代」強制を止め、教職員を含めた全ての人の思想・良心・信教の自由を保障すること。「君が代」斉唱時の起立斉唱は身体的自由(人身の自由)を蹂躪するものであり日本国憲法 18 条及び労働基準法 5 条に違反するものであるから、各都道府県等における強制を求める「通知・通達」を撤回し、ただちに強制を止めるよう地教委を指導すること。とりわけ、東京都のいわゆる「2003.10.23 通達」および大阪府・大阪市の「君が代起立斉唱条例」・「職員基本条例」等、通達・条例は憲法で保障された基本的人権・「思想・良心の自由」などを侵害し、教育基本法・地方自治法にも違反するものであり、文科省として廃止を指導すること。

【理由】

国旗国歌法は単に「日の丸」を国旗、「君が代」を国歌として定めたものに過ぎない。法の制定時、政府は「国民の生活に何らの影響や変化が生ずることとはならない」と強制しないことを明言した。しかし、実際には国旗国歌法成立以後、市民生活の中で、さらに学校現場においてはそれ以前からも行われていた学習指導要領を根拠にした子どもや教職員への強制がさらに強まり、「君が代」斉唱時に「起立しない」ことだけをもつての懲戒処分がまかり通っている。東京の「10.23 通達」以後、懲戒処分・再雇用拒否者の数は累計 500 人以上にもものぼる。「君が代起立斉唱条例」では、中原大阪府教育長(当時。その後パワハラで辞任)の指示による口元監視まで行われ、2 度目の不起立者に対して「警告書」が出されるなど、考えられない暴挙である。

今年 5 月 25 日東京地裁で、東京都立高校の元教員らが卒業式・入学式での「君が代不起立」を理由として再雇用拒否されたことは違法との判決が、同 28 日東京高裁では卒業式の「不起立」による職務命令違反を理由とした東京都の元教員 2 人に対する「停職 3 月」「停職 6 月」を取り消し、慰謝料の支払いを命じる判決が出された。都教委による処分を「裁量権の逸脱・乱用」として断じるものである。2012 年 1 月 26 日最高裁では、機械的な累積加重処分は裁量権の「逸脱・乱用」と減給・停職(一人を除く)処分取り消しが確定している。これら司法の場から出された「警告」ともいえる判決を文科省として真摯に受け止め、強制をやめる具体的な手立てをただちに講じるべきである。

- ・学習指導要領に基づいて適切に行われていると考えている
- ・教職員は地公法・職務上義務・服務規律を守る
- ・処分は最高裁判例に基づいている
- ・憲法 19 条に違反するものではない
- ・地公法が適用されない職員にも「国歌斉唱」について個別に認識を高めてもらう、(就業規則というより)任用される際にやってもらう

- ・憲法 18 条、19 条及び労基法 5 条(強制労働)について追及する
- ・就業規則制定 - 業務命令については、大阪市教委交渉を踏まえて要求化

2. 教科書の国定化につながる教科書選定制度を廃止すること。昨年改定された教科書検定基準は国による教育への過度の介入であり憲法 26 条に反し、子どもの学習権を侵害するおそれがあるので撤回すること。また「愛国心」の押し付けをさらに強める新学習指導要領を撤回すること。

教科書会社への圧力指導や地方自治体の教科書選定への介入を行わないこと、都道府県および市区村長の首長、教育委員会、教育長に対し、教科書採択においては学校現場・教員の意見を尊重するよう指導すること。

【理由】

文科省は昨年学習指導要領の解説や教科書検定基準を改定し、社会科の領土に関する記述をより詳細にすることや近現代史について政府の統一見解に基づいた記述がなされるように指示した。また、現行教育基本法に基づき「愛国心」などを盛り込むことを求めている。来春から中学校で使われる検定教科書では、「愛国心」や日本の領土に関する記述が大幅に増えた。文科省の政策が教科書会社の萎縮を招き、全体の「国定教科書」化が進んだと言うことだ。「領土教育」を促進するための教科書検定基準は、「近隣諸国条項」を骨抜きにし、アジア近隣諸国との緊張を高め、子どもたちをアジア侵略賛美へと導くものである。

戦後 70 年を迎えて、かつてのアジア侵略戦争を真摯に反省しなければならない時にもかかわらず、アジア侵略戦争を賛美し沖縄基地存続を正当化する育鵬社等の教科書が合格する教科書検定制度は問題である。

2013 年には育鵬社版教科書を採択しなかった沖縄県竹富町に対して文科省が教科書無償給付を行わないなど地方自治・教育の地方分権にも逆行する行為である。

各地域の教科書採択についても、首長・教育委員らによる特定教科書の採択やその逆の排除という介入の動きが顕著である。新たな教育委員会制度の下、首長・教育長の権限

が大幅に強化される中で、採択の公平・中立性を確保することがより重要である。

- ・全国的教育水準の維持向上
- ・教科書の内容は学習指導要領に基づく
- ・昨年の教科書改訂はバランスよくするため
- ・日本人としての自覚を持って国を愛すること
- ・国は歴史的・文化的共同体
- ・採択における教員の役割は小さくないが、採択権限は市教委等にある
- ・首長は教科書採択の権限を有しない
- ・「実教出版採択圧力」とのことだが、合格した教科書のどれを使うかは教育委員会等の権限なので文科省が指導できない

3．全国学力テストを中止すること。

【理由】

全国学力テストはその趣旨から外れて、学校別成績発表や高校入試内申として利用されている。国が税金を使って行うことから、こういった運用をやめさせることはできない。従って、全国学力テストそのものを中止する以外に悪用を防ぐ方法はない。大阪府教委の全国学力テストの目的外使用（高校入試への活用）をやめるように、早急に指導されたい。

- ・全国学テの目的は 学力把握 学校での学力指導 教育に関する継続的検証。毎年行うのは のため
- ・大阪から7月1日に回答があったから、「学力調査に関する専門家会議」で検討して対応を考える

- ・学テの業者契約を調査して追及
- ・教育の民営化と派遣教員問題にもつなげていく

4．学校週5日制を維持するとともに、土曜日に授業を行う教育委員会に対して学校週5日制の趣旨を徹底すること。

【理由】

土曜日授業の再開は、児童・生徒への負担を増やすことになっている。また、週40時間

労働を定めた労働基準法に違反する事態を生み出している。土曜日等休日に勤務した場合の振替休日を与える期間の上限を徹底すること。

- ・週6日制に戻すことはしない
- ・土曜授業は適切に判断されている
- ・土曜出勤の振替期間は地方自治体が条例で定めている(文科省からは示していない)

- ・まとめ取りとの関連を調べて、振替期間について追及

5. 県費負担教職員制度の解体に繋がる教職員給与費等の道府県から政令指定都市への移管および市区町村への人事権移譲を行わないこと。移管を契機に教職員の労働条件が低下することのないよう政令市に働きかけること。とりわけ学校事務職員と市の行政職員との任用一本化などが懸念されるところであるが、これは全国的に積み上げられてきた学校事務職員制度を瓦解させ、学校事務職員の労働条件をばらばらにするものであるからこれを行わず制度を堅持するよう政令市を指導すること。

【理由】

地方分権第4次一括法の成立により、2017年度を目途に政令市教職員の給与負担や教職員定数の決定・学級編成基準の決定権限が県から政令市へ移譲されることとなり、現在関係機関で準備作業が進められている。政令市費化は義務教育における地域格差を広げるとともに、各自治体における外注化・非正規化など「教育の民営化」を一層加速するものである。

とりわけ学校事務職員にとっては、任用一本化や定数削減、「共同実施」=センター化、非正規雇用への置き換え等が危惧され、学校事務職員制度の解体に繋がることの強い懸念がある。制度の趣旨と歴史を尊重し、学校事務職員制度を堅持するよう政令市に働きかけるべきである。

- ・任命権者と給与負担者とのねじれ解消の要望に基づく
- ・指定都市の勤務条件は条例で定める
- ・事務職員の1/3国庫負担は変わらない
- ・進捗状況は、今年度から実務のシミュレーションを依頼している

6. 早期に30人学級を実施し、教職員の増員を行うこと。総額裁量制による定数の弾

力化や加配方式による定数配置を止め、学級数や児童生徒数を基準とした基礎定数として教職員を増やすこと。

教員の多忙化解消につながらず、学校現場により多様な非正規労働者を作り出す「チーム」学校構想を撤回すること。

【理由】

「世界一多忙」と言われる教員の負担軽減のため、文部科学省が打ち出した「チーム学校」構想であるが、その中身は学校事務職員に新たな役割を持たせ、またスクールソーシャルワーカー・部活動指導者など外部人材を大幅に登用するというもので、その前提は非正規労働者やボランティア（有償含む）の活用である。その上で、教員は本来業務である授業に専念し、子どものさらなる学力向上を図ると言う。先に文科省が打ち出した「子どもと向き合う時間の拡充」政策の中でも、主幹教諭の設置や外部人材の活用、学校事務の外部委託などの方向性が出ている。学校現場に不安定な労働条件の非正規労働者さらに多く生み出し、教員に対する「期待度」の増大は新たな労働強化策ともいえるものである。

「T・T」等の目的加配や総額裁量性等定数の弾力化以後、学校現場の非正規教職員の数は驚くほど増えた。基礎定数を増やし、正規・非正規の均等待遇を実現するなどの根本的な改善なくしては教職員の多忙化は改善されない。以下の事項についても早急に対応されたい。

- ・「チーム」学校は、教員以外のスタッフが少ないので、専門スタッフを配置したい
- ・総額裁量制になって非正規が増えているという実態は把握している。文科省としては正規が望ましいと考えている

7. 臨時的任用教職員の待遇を抜本的に改善すること。

(1) 非常勤教職員等の特別職地方公務員が労働契約関係にあることを周知すること。
また、むやみに雇止め（任用止め）を行わないように都道府県を指導すること。

【理由】

地方公務員法3条3項3号の特別職地方公務員の雇用は「任用関係」ではなく「労働契約関係」であることが最高裁決定で確定したことを踏まえて、労働契約法の趣旨について都道府県に説明すること。

(2) 臨時・非常勤教職員に社会保険の完全適用を行うこと。

【理由】

東京地裁 2015年3月20日判決（2012年（行ウ）第70号裁決取消等請求事件）が示すとおり、労働時間が少ないことは社会保険加入資格を喪失させるものではない。早急に、短時間勤務の非常勤教職員の社会保険加入を実現すること。

(3) 同一価値労働・同一賃金の原則をふまえ、正規教職員と同等の賃金を支給するよう
に各都道府県・市町村を指導すること。当面、以下の改善措置をとるよう指導すること。

臨時的任用教員（講師）の賃金を教育職給料表の2級に格付けすること。

賃金の「頭打ち」を廃止するよう指導すること。

2010年9月10日最高裁判決を踏まえて、非常勤講師・職員に一時金及び通勤手当が支給できるよう、法整備を行うこと。

不安定雇用をなくすため、地公法22条6項の改正を行うこと。

(4) 福祉・厚生を充実させること。

継続雇用を行えるよう法制度を改正すること。また、待機期間の生活を保障するための措置を講ずること。

すべての臨時的任用教職員に健康診断を実施するよう、都道府県を指導すること。

・最高裁決定は、地公法3-3-3が労働組合のとの団体交渉の対象者ということであって、「労働契約関係」という判断ではない
・非常勤講師は社会保険適用は任用の形態によって決まるので、文科省として判断できず、厚労省が担当

8. 学校法人及び地方自治体が偽装請負契約や脱法的派遣契約によって教職員を受け入れることができない仕組みをつくること。

【理由】

民間企業等による授業請負は学校教育法に違反する。文科省として徹底調査をおこない、違法行為をやめさせるべきである。

・私立学校教職員の雇用は民間企業と同じ。違法な偽装請負等については都道府県を通して指導を徹底してきた
・教育委員会・校長も授業請負の場合はできないことに留意すべき

9. 労働組合法に違反する悪質な地方自治体には地方交付税・国庫負担金の減額、私学には補助金を削減あるいは減額を行うこと。

【理由】

昨年度、法令違反（労組法違反）を行ったと労働委員会が認定した場合は、その私学に対して補助金の減額がありえるとの回答が行われたが、労組法違反による補助金減額の実態があれば明らかにされたい。

・私立高等学校等の私学助成の不交付・減額交付については都道府県知事の裁量に委ねられている。是正命令不履行などの場合は減額措置をして申請することとなる
・昨年度、減額交付についての都道府県からの申請はない

- 10．首長 教育長権限を強化する教育委員会制度の改悪を撤回すること。
形骸化した教育委員会制度のあり方を改め、教育委員の公選制を実施すること。
また首長による教育委員会への不当な介入を止めさせること。
- 11．年金支給年齢引き上げに伴い、希望する教職員全員を再任用すること。
- 12．朝鮮学校も「高校無償化」制度の対象とすること
- 13．教員免許更新制を廃止すること。
- 14．「改正」教育基本法を見直すこと。
- 15．「わたしたちの道徳」の配布を中止し、道徳を教科にしないこと。
- 16．「放射線等に関する副読本」を配布しないこと。
- 17．「子どもの権利条約」の徹底をはかるよう措置を講ずること。多くの問題を抱える「いじめ防止対策推進法」を廃止すること。
- 18．指導要録のあり方を抜本的に見直すこと。当面、個人情報の全面開示を行うことや
プライバシーの保護を徹底する措置を講ずること。
- 19．外国籍教員の採用を「講師」とするのではなく「教諭」として採用できるよう、
文
部省の通知を撤回すること。
- 20．現業部門の欠員補充、下請け禁止、とくに学校給食調理員・警備員などの増員と
労
働条件の向上を図ること。
- 21．義務教育国庫負担制度を堅持し、国庫負担率を1/2に復元すること。学校事務職員・栄養職員を義務教育国庫負担制度から除外しないこと。
- 22．ノーマライゼーションの精神に基づき、支援学校の義務制を廃止し、「障がい」児が普通学級で学ぶことを保障すること。（「障がい」児を含め）希望者の普通高校全入を進めること。
- 23．障がいをもった教職員が働きやすい施策を進めること。
- 24．国公立学校教職員の専任比率を高める方策を講じること。
- 25．学校給食の安全性を確保するため、米をはじめとして輸入食品は使用せず、国内農
産物を積極的に使用すること。併せて農薬の使用規制を強化すること。

- 26 . 国民体育大会を廃止すること。
- 27 . 学校の統廃合を促し、地域から学校を消滅させる「適正規模・適正配置等に関する手引き」を撤回すること。
- 28 . ジェンダーフリーバッシングを止め、性差別のない教育を進めること。セクシャルマイノリティの子どもたちの人権を保障する教育を進めること。
- 29 . 国の標準定数法や必置規定を無化することにもつなげる学校事務の「共同実施」ならびに「外部委託」を推進しないこと。
- 30 . 防災・安全、またキャリア教育等の名の下に学校と自衛隊との連携が各地で進んでいる。文科省として調査し、教育現場に「軍隊」が入り込まないように指導すること。